

広島県告示第五百四十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十二年六月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
佐藤薬局	三原市宗郷一丁目三十一八	精神通院医療	平成二十二年 六月一日
スーパードラッグひまわり薬局水呑店	福山市水呑町四四五七	精神通院医療	平成二十二年 六月一日
有限会社吉川薬局	庄原市東城町東城二七二	精神通院医療	平成二十二年 六月一日
森川薬局対巖山店	廿日市市対巖山二丁目一五十六	精神通院医療	平成二十二年 六月一日
森川薬局支店	廿日市市宮島口一丁目二二二	精神通院医療	平成二十二年 六月一日
コスモス薬局府中本町店	安芸郡府中町本町一丁目四十一	精神通院医療	平成二十二年 六月一日